

規 則

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月十八日

埼玉県人事委員会委員長 大澤 一 司

埼玉県人事委員会規則二四―六

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年埼玉県人事委員会規則二四―一）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号に規定する給与所得控除額に相当する金額と租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十六の二第一項第一号イに掲げる場合（令和九年以後の各年分にあつては、同項に掲げる場合）における同項の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額」を「百六十万円」に改める。

附 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。